

無料で

「個別ケース会議」に、弁護士を派遣します(広島市内の包括からの申込み以外)

広島県内の行政機関、福祉機関等が実施する「個別ケース会議」に、無料で弁護士を派遣しています。今年度も事業継続が決まりましたので、気になる案件がある方は無料制度があるうちに、是非ご利用ください。

広島市内の地域包括支援センターからの申込みは、広島市と広島弁護士会との協定に基づく弁護士派遣制度をご利用いただく形となりました。対象となる個別ケース会議は基本的に法テラスの制度のときと同じですので、お気軽に弁護士会の窓口までお申込みください。制度についてよく分からない場合には、法テラスでもご案内できますのでお気軽にお問合せください。

2023年度は、のべ68件の利用がありました。

Q.どんなときに、弁護士のアドバイスが効果的なのでしょうか？

A.ご本人やご家族が支援拒否をしている案件で、弁護士がご家族に説明することで支援が進んだ。
成年後見制度の利用に躊躇するような案件で、弁護士から制度のメリットとデメリットを具体的に確認でき、支援者間で共有できた。ご本人も支援者も困っている案件で、弁護士が事案を整理し、見通しをアドバイスしてくれたことで、課題とやるべきことが見えた。

Q.具体的事案はどのようなものなのでしょうか？

A.金銭搾取、身寄りがなくご本人の認知機能が低下している方の借金問題、セルフネグレクト、ご本人が刑事事件に巻き込まれているケース、金銭管理が必要な方、相続放棄、クレジットカードの使い過ぎによる返済困難な方、交通事故、多問題家族への介入など。

※実際に利用した関係機関からのアンケート結果より



日本司法支援センター
TEL/0570-078352(ナビダイヤル)
0503383-5485(IP電話)
所在地/〒730-0013
広島市中区八丁堀2-31
広島鴻池ビル1階
業務時間/9:00~17:00
(情報提供業務は16:00迄)
(土・日・祝日・年末年始は除く)
HP:<https://www.houterasu.or.jp/site/chihoujimusho-hiroshima/>

法テラス広島 検索

スマートフォンの二次元バーコードリーダーで下記の二次元バーコードを読み取ってもアクセス可能です。



News Letter

2024年9月発行

Contents

1. 法テラス広島がオンライン相談制度の実現をお手伝いします！
2. 所長就任あいさつ
3. 副所長就任あいさつ
4. スタッフ弁護士着任あいさつ
5. 支援者相談ダイヤル
6. 新ケース会議援助プログラムの紹介 今年もやっています！

1

法テラス広島がオンライン相談制度の実現をお手伝いします！

1. オンライン相談の導入支援

コロナ禍をきっかけとして司法界でもオンラインの活用という流れができています。法テラスの民事法律扶助制度(法律相談援助制度)はパソコンなどを用いて行うオンラインの法律相談にも利用することができます。しかし、スマートフォンやパソコンが普及したとはいえ、個人が弁護士とオンラインでつないで法律相談をするということは、機械の操作の困難さもあり、まだまだハードルが高いのではないのでしょうか。

そこで法テラスでは、自治体や関係機関とつなぎオンライン相談を行うことを支援しています。

【自治体や関係機関と連携したオンライン相談制度のメリット】

- 相談者 → 身近な市役所や支援者のいる施設に行けばよい！(弁護士がいない地域で特に有用) 支援者も同席可能(要相談者・弁護士の同意)。
- 弁護士 → 普段仕事をしている事務所や弁護士会館で待機すればよい！
- 自治体・関係機関の皆さまに準備していただくもの
→ 「相談室」と「インターネットに接続可能なパソコン(カメラ、マイク)」！



2. 実際の活用事例 ～府中市と広島弁護士会福山地区会の取り組み～

令和5年度から試行運用を始め、府中市(消費生活センター)と広島弁護士会福山地区会の会館をビデオ会議システムでつなぎ、法律相談をすることができるようになりました。この相談においても、法テラスの民事法律扶助制度の利用要件を満たす方は無料のオンライン相談ができます。

府中市と広島弁護士会福山地区会の取り組みでは、府中市消費生活センターにあった相談のうち、解決のために弁護士への相談が必要な場合で、法律事務所に赴くことが困難な方を主な対象としてオンライン相談制度を案内しています。相談者は府中市役所の相談室で相談を受けますが、相談室は周囲に音が漏れないようにするなど安心して相談ができるよう配慮されています。

ちなみに、このオンライン相談制度は広島弁護士会福山地区会の提案をきっかけとして実現したもので、今後、さらに県東部の他の自治体に同様の制度を広げていくことも検討しているようです。

このように広島県内でも自治体と弁護士会が協力して弁護士がいない地域におけるオンライン相談体制を構築する事例があり、そのような仕組みづくりを法テラス広島がお手伝いすることができます。

3. 最後に

法テラス広島としては、今後も、市民や関係機関の皆さまにもっと民事法律扶助制度を利用してもらうことができるような仕組みづくりにも取り組んでまいりたいと考えています。

2

所長就任あいさつ

《芥川 宏 弁護士》



2024年4月より、野曾原悦子前所長の後任として、法テラス広島所長に就任しました弁護士の芥川宏です。法テラス(正式名称「日本司法支援センター」)は、法的トラブル解決の総合案内所として、総合法律支援法に基づき2006年に国が設立した公的な法人であり、今年で19年目を迎えました。

法テラスでは、経済的に余裕のない方のために、無料法律相談や、弁護士・司法書士費用の立替業務などを行っています。

また、福祉の現場で問題になる困難事例の背景には、法律問題が含まれていることが少なく、福祉と司法が適時に連携することで、困難事例の解決の糸口が見つかり、福祉現場の負担が軽減される場合があります。法テラス広島では、被支援者本人の支援をしていて困ったことがあった時や、法テラスを紹介してもよいか迷った時など、支援者から問合せ・相談にも対応しております。

頭の片隅に「法テラス」と入れていただき、何か法的に困ったことが起きたとき(起きそうなとき)には、ともかくまずは「法テラス」に聞いてみていただければと存じます。

SNSの発達などにより、以前よりは「法テラス」の認知度は上がってきたと感じますが、利用される皆さまからの忌憚のないご意見をお聞きし、各種関係機関の方々とも連携しながら、市民の方々がより一層利用しやすい法テラス広島にしていきたいと思っておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

3

副所長就任あいさつ

《川島 好勝 弁護士》



令和6年4月より法テラス広島の副所長(国選担当)に就任しました弁護士の川島好勝と申します。

平成31年度／令和元年度に広島弁護士会の副会長を務めた際には同弁護士会の刑事弁護センター委員会を担当しておりましたし、令和4年度・令和5年度には同委員会の委員長を務めておりました。そのことが関係しているのかどうかはわかりませんが、この度ご縁あって法テラス広島の副所長(国選担当)を拝命することになりました。

私は千葉県出身で広島には何の縁もなかったのですが、実際に住んでみますと広島はとても住みやすく、あっという間に17年が経ちました。特段趣味といえるほどのものはないのですが、最近は全国各地へ旅行(主に百名城・続百名城スタンプ集め)によく出かけています。ちなみに広島城も百名城の一つであり、もちろん行ったことは何度もあるのですが、スタンプは100番目に押そうと決めておりまだゲットしていません。

さて、法テラスの業務が開始されたのが平成18年10月、私が弁護士登録したのが平成19年9月ですので、法テラスと弁護士としての私はほぼ同年代ということになります。そして、私自身弁護士登録当初から民事刑事問わず法テラスをたくさん利用してきました。数えたことはありませんが民事法律扶助も国選事件もおそらくそれぞれ300件程度は担当させてもらってきたのではないかと思います。その中で、特に国選事件に関していえば、貧困や障害、家庭環境等々、様々な生きづらさを抱えていることが罪を犯すことにつながってしまった人たちも大勢おられたように思います。そのような方々は私選弁護人を依頼する資力が十分でないことも多く、国選弁護制度の存在意義の大きさを実感するところです。捜査機関によって逮捕・訴追された人の味方になれる唯一の存在が弁護人であり、弁護人依頼権は憲法に保障された重要な権利です。そしてそれを実効化する制度の一つとして国選弁護制度の重要性は極めて高いということが出来ます。そのような国選弁護制度の一翼を担う法テラス

広島の副所長を、私などが務まるのかという疑問や不安は拭えないのですが、精一杯務めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

4

スタッフ弁護士着任あいさつ

《小松 真優 弁護士》



みなさま、令和5年1月から法テラスに新規採用された、小松真優と申します。現在は、弁護士法人あすかにおいて養成を受けております。

私は、福島県出身であり、今回、初めて西日本に住むことになりました。広島に来るのは、修学旅行で1度訪れた以来、10年ぶりでした。次の旅行先は広島にしようと思っていたところだったので、広島に行くように言われたときは、驚きました。家探しに広島に来た際には、さっそく、宮島に行きました。赴任して半年近くなりましたが、まだまだたくさん行きたいところがあるので、時間を見つけておでかけをしようと思います。今は、呉市で主に勤務をしているので、呉市の名物である、海自カレーを食べ歩き、シールラリーを

クリアすることを趣味としています。

弁護士として仕事を始めて、半年ほど経ちましたが、まだまだ仕事には慣れません。ひとつひとつの事件と向き合い、先輩の先生方に教えを請いながら、日々学んでおります。判断に自信がないことも多く、てんやわんやしていることも多いですが、周囲の皆さんに支えられながら、着実にできることを増やしているところです。

制度上、年末には広島を巣立つことになってしまいますが、それまでには、一人でも多くの広島の皆さんの助けになれるよう、研鑽を積んでまいります。

未熟者ではございますが、一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。

5

支援者相談ダイヤル

～福祉関係者の方へ お悩み解決のお手伝いをいたします～

行政機関の職員、福祉施設の支援員、病院関係者などが、ご自身が支援している方の法的問題に直面したときに、「予約不要で」「気軽に」「電話で」「弁護士から」情報提供を受けられる電話相談ダイヤルです。

支援者相談ダイヤル

082-224-0024

(平日9:30～17:00)



*支援者の方(福祉関係者等)が対象です。ご相談者本人からのお電話はお受けしておりません。

